

令和4年度第1回和歌山県消費生活審議会会議録

1 開催日時及び場所

令和4年7月26日(火) 13:30～14:35

和歌山県薬剤師会館 4階 大会議室

2 委員の現在人数と出席者名

委員の現在人数…15名

【出席者氏名】

岡崎 裕 委員

東 紘資 委員

森田 拓哉 委員

石井 幸代 委員

小林 昭子 委員

玉井 勝代 委員

藤井 延子 委員

山路 さよ子 委員

成瀬 静夫 委員

成戸 文子 委員

細川 泰徳 委員

脇田 保美 委員 以上12名

3 事務局出席者

生駒 環境生活部長

中村 県民局長

嶋田 県民生活課長

嶋岡 消費生活センター所長 他担当課職員

4 議題

- 1 会長及び副会長の選任について
- 2 消費者苦情処理部会委員の指名について
- 3 消費者教育推進部会委員の指名について
- 4 和歌山県消費者教育推進計画の改定について

5 傍聴者

なし

6 議事概要

発言者	内容
司会	<p>ただ今より、令和4年度第1回和歌山県消費生活審議会を開催いたします。</p> <p>本日の司会進行を務めさせていただきます県民生活課副課長の垣内と申します。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、環境生活部長の生駒からごあいさつを申し上げます。</p>
部長	<p>環境生活部長の生駒でございます。</p> <p>委員の皆様方には、大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>また、平素は和歌山県の消費者行政推進に御尽力いただいておりますこと、そして、今回第14期審議会委員の就任を快くお引き受けいただきまして本当にありがとうございます。重ねて御礼を申し上げます。</p> <p>さて、近年、新型コロナウイルスの感染拡大やデジタル化の進展などの社会環境が大きく変化してきたことによりまして、消費行動も多様化し、消費者が直面する問題はますます複雑化しています。</p> <p>また、一方で県消費生活センターに寄せられる相談の多くが高齢者からの相談であることや、成年年齢引下げに伴う若者の消費者トラブルが依然として心配されることなど、引き続き、高齢者と若者に向けた啓発に力を入れていかなければなりません。</p> <p>県では、これまで平成30年に策定いたしました第二次消費者教育推進計画に基づきまして、自立した消費者の育成を目指し、消費者教育に取り組んでまいりましたが、本計画も今年度が最終年度となっております。第三次計画の策定作業を進めていく必要がございます。</p> <p>第三次計画につきましては、消費者を取り巻く環境の変化やこれまでの取組、新たな課題などを踏まえて、策定してまいりたいと考えております。</p> <p>本日は新たな計画策定に向けた今後の進め方や計画の概要につきまして、委員の皆様それぞれの立場、視点からご審議をいただき、忌憚のないご意見、ご提案を賜りたいというふうに考えてございます。</p> <p>長時間にわたるご審議となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
司会	<p>本年度は委員の改選年度になります。委員の皆様には審議会委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>それでは、本日も出席いただいております委員の皆様をご紹介いたします。</p> <p>なお、紹介順は、学識経験者、消費者団体代表、事業者代表のそれぞれ50音順とさせていただきます。</p> <p>最初に、前期に引き続き委員に就任されました皆様をご紹介いたします。</p> <p>岡崎委員でございます。</p> <p>東委員でございます。</p> <p>玉井委員でございます。</p> <p>藤井委員でございます。</p>

成瀬委員でございます。
成戸委員でございます。
細川委員でございます。
脇田委員でございます。

次に、新しく委員に就任されました皆様をご紹介します。

森田委員でございます。
石井委員でございます。
小林委員でございます。
山路委員でございます。

なお、本日は、浅田委員、山本委員、坂口委員が所用のため欠席されております。

以上、本日の出席委員は12名でございます。和歌山県消費生活条例第31条の規定により、委員総数15名の過半数の出席となっておりますので、本会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

続いて、事務局側の出席者を紹介します。

環境生活部長の生駒です。
県民局長の中村です。
県民生活課長の嶋田です。
県消費生活センター所長の嶋岡です。

なお、本日は、文化学術課、ジオパーク室、生涯学習課、県立学校教育課、義務教育課、教育センター学びの丘の職員も出席しております。

本日の日程につきましては、お手元の会議次第により進めます。

まず、お手元の資料の確認をお願いします。

資料はお揃いでしょうか。

なお、本日の会議については、和歌山県消費生活審議会運営規則及び和歌山県消費生活審議会傍聴及び会議録閲覧に関する要領により、会議録を公開することになっております。

それでは、議題に入りまして、まず、議題1の会長及び副会長の選任に入ります。

和歌山県消費生活条例第30条の規定により、会長及び副会長をそれぞれ1名置くこととなっております。また、選任にあたっては委員の互選となっております。

選考についてはいかがいたしましょうか。

藤井委員

推薦をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

	会長には岡崎委員、副会長には東委員を推薦します。
司会	ありがとうございます。 ただいま、藤井委員から、会長は岡崎委員、副会長は東委員というご提案をいただきましたが、いかがでしょうか。
委員	(異議なし)
司会	それでは、第14期消費生活審議会の会長は岡崎委員に、副会長は東委員にお願いしたいと思います。 岡崎委員、東委員には恐れ入りますが、会長席、副会長席に移動をお願いします。
岡崎会長 東副会長	(座席移動)
司会	それでは、岡崎会長から一言ごあいさついただきたいと存じますので、よろしくお願いたします。
岡崎会長	<p>皆さま、ご推薦いただきましてありがとうございます。</p> <p>和歌山県消費生活審議会に関わらせていただいて5、6年になるかと思いますが、年々社会の情勢が変化してまいりまして、私は教育学部の教員なのですが、直接普段かかわるのは学校教育などが多く、先ほど部長の方からもお話がありましたけれども、我々の日常生活、消費生活というのは本当に多岐にわたる様々な要因の中で翻弄されているなという気がします。</p> <p>先ほど言及がありましたコロナについては今年で4年目に入りますが、非常に長らくマスク生活から抜けられない、収まったかと思えばまた再び大きな波がやってきて、この繰り返しです。この間、消費の動向も大きく変わりました、オンライン化というのは大きな波になりました。学校教育においてもオンライン授業を今やっていますし、また経済の面でいうと例えばEC(エレクトリックコマース)ですね。要はオンラインでの購入ですね。それがまた最近では消費生活、私たちの日常生活において様々なトラブルを引き起こす要因となっています。</p> <p>ですから、私たちの消費生活というのは、例えば、コロナ然り、そしてもっと言うところウクライナ情勢も私たちの生活に食料の値上がりという形で影響を与えたりしている。様々なものが複雑に絡み合っている私たちの日常生活が翻弄され、そして3～4年の間にも大きく変わってきております。</p> <p>日々、私たちは生活者としての意識を更新しながら、さらにはそこで引き起こされる様々な問題について、和歌山県消費生活審議会として何らかの答えを私たちのできる範囲で答えていくというのがミッションだと考えています。</p> <p>先ほど申し上げたとおり、私は学校教育に関わっているものですので、先ほど部長が言及されましたとおり今年大きなターニングポイントになってまいります。例えば、成人年齢の引下げという明治以来の大転換があり、昨年の審議会でも私から意見を提示させていただきましたが、やはり目の前で子どもたちが大人になっていく、成年年齢が引き下げられるというのは、消費者保護の観点でいうとこれまで保護されていた人が保護されなくなったという非常に大きな転換です。</p> <p>これに対して、県として、行政として、どのような手立てが打てるのか、もちろん</p>

	<p>騙されないということは大事ですが、それ以前に学校教育としてどういう手が打てるのか、こういうことも昨年来私も含めて考えているところです。</p> <p>そして、先ほどご紹介がありました消費者教育推進計画。今年新たな計画を作り、この推進計画が新たに始まると。まさに私たちが今だからこそ考えなければならないこと、そして盛り込まなければならないこと、そして今後5年10年先の和歌山県の消費者教育がどうあるべきなのかを考えるタイミングで、私はこのような形でマイクを持たせていただいているということは大変光栄なことだと思いますし、ぜひこの機会をもって自分のできる限り、力を尽くしていきたいと思っておりますので、ぜひ皆さんもそのような形でご助力いただければありがたいと思っております。これから皆様と頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。</p>
司会	<p>ありがとうございました。</p> <p>議事進行につきましては、条例第30条により会長が議長となることとなっておりますので、岡崎会長をお願いしたいと存じます。岡崎会長よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>規定により議長を務めます。委員の皆様方には、議事の円滑な進行にご協力くださいますよう、お願い申し上げます。</p> <p>それでは、会議次第に基づきまして進めます。</p> <p>議題の2番目、「消費者苦情処理部会委員の指名について」ですが、県消費生活条例第29条第5項の規定により、消費者から苦情の申出があり解決が困難な場合にあつせん又は調停に関する審議を行うため、本審議会に消費者苦情処理部会を置くことになっております。</p> <p>また、同条例施行規則第8条の規定により、部会に属する委員を6人以内で会長が指名することになっておりますので、これから申し上げる委員の方々をお願いしたいと考えています。</p> <p>部会委員は、学識経験者、消費者、事業者それぞれの代表から2名ずつ指名いたします。</p> <p>また、消費者苦情処理部会はあつせん・調停を行うという性質上、弁護士2名の方を指名いたしますので、よろしく願いします。</p> <p>それでは、指名します。</p> <p>東委員、森田委員、石井委員、小林委員、坂口委員、細川委員 この6名に消費者苦情処理部会委員をお願いします。</p>
議長	<p>引き続き、議題の3番目、「消費者教育推進部会委員の指名について」に移ります。県消費生活条例施行規則第13条の2の規定により消費者教育の推進を図る事項についての調査審議を行うため、本審議会に消費者教育推進部会を置くことになっております。</p> <p>また、同条例施行規則第13条の3の規定により部会に属する委員を6人以内で会長が指名することになっておりますので、これから申し上げる委員の方々をお願いしたいと考えています。</p> <p>浅田委員、私、岡崎、玉井委員、藤井委員、成瀬委員、脇田委員</p>

	<p>に消費者教育推進部会委員をお願いします。</p> <p>次に、それぞれの部会の部会長は、部会委員の互選によって定めることとなっております。</p> <p>これから部会長の選出に移りますので事務局をお願いします。審議会は10分程度休会します。</p>
(休会)	
議長	<p>それでは、審議会を再開します。</p> <p>事務局より各部会の部会長決定について報告をお願いします。</p>
事務局	<p>ご報告いたします。</p> <p>消費者苦情処理部会の部会長は東副会長 消費者教育推進部会の部会長は岡崎会長 に決定いたしました。どうぞ、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>続きまして、議題（４）和歌山県消費者教育推進計画の改定について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>和歌山県消費者教育推進計画につきましては、平成27年に第一次計画を、平成30年に第二次計画を策定し、現在、この計画に基づき取組を進めているところです。しかしながら、第二次計画については、今年度が最終年度であるため、改定に向け検討を進めていく必要が生じているところです。</p> <p>まず、現行の第二次計画の概要についてご説明いたしますので、資料1をご覧ください。</p> <p>第二次計画につきましては、「自ら考え自ら行動する」自立した消費者の育成を目指し、幼児から学生、高齢者までのライフステージに応じて、学校や、地域、職場等それぞれの場において、取組事項を定めて進めております。</p> <p>その中でも重点的に取り組む事項としまして、資料1の右側になりますが重点事項の一つ目が「若年層に対する消費者教育の推進」、二つ目「高齢者等に対する消費者教育・啓発」、三つ目「消費生活センター等の拠点化」の3点を定めております。</p> <p>これまでの主な取組としては、説明させていただきますと、一つ目の「若年層に対する消費者教育の推進」につきましては、学校に消費者教育の専門講師を派遣するデモ授業や、教員を対象とした研修会、県独自の消費者教育教材の配布、昨年度は成年年齢引下げに伴う若者の消費者被害防止のため、特設サイトの開設やWEB広告による周知啓発なども行ってきました。</p> <p>二つ目の「高齢者等に対する消費者教育・啓発」につきましては、啓発講座の開催や、地域における啓発活動の担い手である消費生活サポーターの育成、見守りネットワークの活用支援などに取り組んでおります。</p> <p>三つ目「消費生活センター等の拠点化」につきましては、市町村の消費相談窓口等の消費生活相談員への研修や、相談員の養成講座などの取組を行っております。</p> <p>これまでも、毎年、審議会を開催し、各年度の取組状況について、ご報告させていただいているところですが、今後、第二次計画期間中の取組実績について、評価や課題を</p>

分析しながら、次の第三次計画における取組が、より効果的で実践的に実行できるよう、引き継いでいきたいと考えているところでございます。

以上が、現在の第二次計画の概要になります。

続いて、第三次計画についてご説明いたします。

資料2の1ページをご覧ください。

先ほどご説明したとおり、第二次計画については、今年度が最終年度となっておりますので、次期第三次計画に向け、作業を進めることとしております。

また、改定にあたっては、消費者を取り巻く状況の変化や国の基本方針の改定、これまで取り組んできた状況等を踏まえて、第三次計画として改定したいと考えております。

第三次計画の目的としましては、第二次計画の考え方を踏襲し、「自ら考え自ら行動する」自立した消費者の育成を目指し、より一層効果的に消費者教育を推進するための計画を策定する、という考え方に基づいて、今後ご審議いただければと考えております。

計画の位置づけですが、本計画は、「消費者教育の推進に関する法律」に基づき策定する計画であり、策定にあたっては、国において定めている「消費者教育の推進に関する基本的な方針」、いわゆる「基本方針」を踏まえることとされております。

また、本計画は「和歌山県長期総合計画」の実施計画としても位置付けております。

なお、計画期間については、今年度中に改定予定である、国の次期基本方針に準じ、令和5年度から令和11年度までの7年間としたいと考えておりますが、今後の社会経済情勢の変化や、基本方針の変更、長期総合計画の見直しなどが生じた場合は、必要に応じて見直しをしていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

計画期間の7年間について、もう少し補足説明をさせていただきます。2ページをご覧ください。

国、消費者庁においては、消費者基本法に基づき策定している「消費者基本計画」と消費者教育推進法に基づき策定している「消費者教育の推進に関する基本的な方針」、いわゆる「基本方針」の2つの計画を所管しています。

この2つの計画期間にもともと2年のずれがありました。その期間を揃える方針が昨年12月の閣議決定で決められているところです。これにより国の「基本計画」と「基本方針」の対象期間を一致させることにし、通常5年の計画である「基本方針」を今回に限り7年の計画としております。

本県におきましても、先ほど説明した通り、国の次期基本方針に準じ、計画期間を令和5年度から11年度までの7年間にしたいと考えております。

次に、第三次計画を策定するにあたり、現在の消費者を取り巻く現状について、ご説明させていただきます。3ページをご覧ください。

まず、一つ目の、「社会状況の変化」については、5つの項目を挙げております。

一つ目の「高齢化の進行」については、本県では、令和3年1月1日現在における総人口に占める65歳以上の高齢者の割合が32.8%で、全国に先駆けて高齢化が進行している状況となっております。

また、県内の一人暮らしの高齢者においても、65歳以上の人口の23%を占めており、今後も増加が見込まれております。

一人暮らしの高齢者は、家族や周囲の目が届きにくい場合もあり、消費者トラブルに遭いやすいだけでなく、トラブルに遭った際に救済が遅れるなど、深刻な被害につながる恐れがあります。

さらに、コロナ禍等により在宅時間が長くなったことで、他人と接する機会が減り、消費者トラブルに遭うリスクも高まったと考えられます。

続いて、二つ目「成年年齢引下げ」についてですが、今年4月1日に民法改正により成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。

これによりまして、18歳になった時点で親の同意なしに契約の締結が可能になるとともに、親の同意なく締結した契約を取り消すことのできる「未成年者取消権」を使うことができなくなっております。これに伴い、若者の社会進出が進む半面、社会経験の乏しい若者における消費者トラブルの増加が懸念されております。

また、高校3年生においては、在学中に順次成人になっていくため、特に高等学校においては、学習指導要領を踏まえ消費者教育の充実を図る必要があります。

三つ目「デジタル化の進展」については、総務省の「令和3年度通信利用動向調査」によると、スマートフォンを保有している世帯の割合は88.6%となっており、インターネットについても8割を上回る人が利用している状況となっております。

このようなICTの普及により、手軽にデジタル空間にアクセスし、商品やサービスを購入できるようになるなど、消費生活の利便性は向上してきております。

一方、SNSの投稿や広告を端緒としたトラブルやSNSを利用した勧誘等によるトラブルなど、新たなデジタル関連の消費者問題も発生し、今後増加していくことが懸念されています。

四つ目「感染症の拡大や自然災害等の発生」については、近年、新型コロナウイルス感染症の拡大だけでなく、地震や台風、豪雨などの自然災害も全国で多発しており、さらに本県においては、今後30年以内に70から80%の確率で発生すると予測されている南海トラフ地震などによる大きな被害も想定されております。こうした非常時においては、適正な取引の確保に向けた対応や便乗した悪質商法等に関する注意喚起を重点的に取り組む必要があります。

また、消費者としては、一人一人の消費行動が社会に影響を与えることを認識し、非常時においても冷静に行動できるよう、平時から消費者教育において自らの消費行動について考えることが重要です。

五つ目「持続可能な社会の形成と消費行動」についてですが、平成27年に国連サミットにおいて持続可能な開発目標、いわゆるSDGsが採択され、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現に向けて、様々な取組が行われております。

SDGsの12番目の目標である「つくる責任つかう責任」においては、事業者任せでなく消費者自らが意識を持ち、行動することが前提となっており、消費者教育にも通じる部分があります。

また、消費者教育推進法において定義づけられている「消費者市民社会」の形成に向け、食品ロス削減やエシカル消費などの取組を行うこともSDGsの推進につながります。

これらの社会状況の変化を踏まえ、第三次計画についても取組設定を行えればと考えております。

続いて、二つ目の本県における消費生活相談の状況についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

これらは第二次計画期間中の本県における相談状況を記載しております。

まず、図表1をご覧ください。

グラフは、県内の消費生活相談件数の推移を示したものとなっております。

各年度の上の部分が市町村に寄せられた相談件数であり、下の部分が県消費生活センターに寄せられた相談件数となっております。

平成30年度まではやや増加傾向にありましたが、これは平成29年度に県内全市町村に消費生活相談窓口が整備され、相談の間口が広がったことや、平成29年度、平成30年度においては、架空請求に関する相談が多数寄せられていたことが主な要因で増加傾向となっておりしております。

架空請求に関する相談については、令和元年度以降においては、急激に減少しております。その一方で、令和元年度からは、新型コロナウイルスに関連したマスクの販売や旅行の解約などに関する相談が増加し、令和2年度もその傾向は続き、コロナ禍の外出自粛を背景に、ネット通販に関する相談などが増加してきております。

令和3年度については、令和2年度までに多数寄せられていた新型コロナウイルス感染症に関連した相談が減少したこともあり、相談件数は減少しております。

5ページの図表2をご覧ください。

こちらは、県消費生活センターに寄せられた契約者の年齢別苦情相談の割合です。

60歳以上の方の割合は、全体の4割以上を占めており、高齢の方の相談は依然として高い傾向となっております。

また、若年層における相談については、割合は少ないものの、増加傾向にあるため、今後注視していく必要があるかと考えております。

図表3をご覧ください。

こちらは、相談内容別による相談件数を年度ごとにランキング形式で並べたものとなっております。

	<p>相談内容としましては、「健康食品」「化粧品」の相談が増加傾向にあり、高水準で推移していることが分かります。これらの相談内容としては、「インターネットなどで低価格であることを強調する広告を見て、一回だけのつもりで商品を注文したところ、数回購入しなければならない「定期購入」が条件になっていて、総額としても想定以上の金額を支払うことになった」というような定期購入に関するトラブルとなっています。</p> <p>これらの相談状況を踏まえますと、県内の相談件数は近年減少傾向にあるものの、高齢層の相談割合が高いことに加え、若年層の相談も増加傾向にあるため、今後も引き続き、高齢者や若年者の被害防止に向け、消費者教育を推進していく必要があります。</p> <p>また、相談内容については、社会状況等により新たな手口が発生し、その時々状況により変化していることから、消費者が状況に応じて対応できるよう、消費者が自ら考え行動できる能力を身につけていくことも重要となっております。</p> <p>なお、直近の相談状況については、参考資料として「令和3年度和歌山県消費生活センターにおける消費生活相談の概要」をお配りしておりますので、後ほどご確認いただければと思います。</p> <p>最後に、計画改定までの流れについてご説明いたします。</p> <p>6ページをご覧ください。</p> <p>本日の審議会において、今後の計画改定における審議を消費者教育推進部会に付託していただきたいと考えております。</p> <p>本日以降、部会を数回開催させていただき、部会の中で計画案の改定についてご審議をいただきたいと思っております。</p> <p>部会で審議いただいた計画案については、パブリックコメントを実施し、その後、審議会を開催し、計画案の審議をいただきます。審議会で議決を得られた後は、事務局において、知事決裁等の事務手続を踏んだうえで、計画を改定するという流れになっております。</p> <p>なお、本計画の改定時期は、年度末を目指しますが、国の動きに合わせながらの事務作業になりますので、少し後ろ倒しになるかもしれません。</p> <p>事務局として、随時、国から情報を収集しながら、遅れないよう部会へ諮って参りたいと考えておりますので、ご承知いただきますようお願いいたします。</p> <p>部会・審議会の開催については、その都度、事前に日程調整をさせていただき、開催したいと考えておりますので、よろしくご願ひいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議題（4）「和歌山県消費者教育推進計画の改定について」ご質問・ご意見があれば、挙手をお願いします。</p> <p>ぜひ忌憚のないご意見をいただければと思います。</p> <p>改定までの流れを示していただいております、この流れでいうと消費者教育推進部会の方はこれから意見を述べていただく機会がありますが、それ以外の委員におかれましては、次回審議するのは概ね計画案が出来上がってからになるため、最後に意見は言い</p>

	くいかと思いますので、ぜひこの機会にご意見をよろしくお願ひいたします。
委員	※意見（挙手）なし
議長	<p>では、委員として今思っていることを申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>まず、計画の目標が「自ら考え自ら行動する自立した消費者を育成する」とタイトルがついています。これから審議の対象となるかと思いますが、第二次計画策定から5年経過しており、つまり5年前に審議されて作られたもの。今後、第三次計画で同じテーマで7年有効だとしたら、10年以上同じテーマで取り組んでいくということになります。これは、決して悪い目標ではないので、それはそれでいいかと思いますが、やはり何か前向きに進歩しているというイメージが必要かなと思いました。</p> <p>もう一つは、期間の問題で、これは国の方針が期間調整で7年になることに合わせるということでやむを得ないかなと思いますが、第一次が3年、第二次が5年、第三次が7年とだんだんスパンが伸びている。その伸び方が今の社会のトレンドと逆行している気がしています。つまり、社会の変化の具合というのはもっともっとスピードアップしていて、いかにリアルタイムに対応できるかということが社会全体の課題になっていると思います。そういう意味ではやむを得ないから7年という風に決めてしまうのもいいですが、ここで一考の余地があるかなと思ったりもします。</p> <p>おそらく国の基本方針でも同じ議論が出てくるかと思いますが、例えば、このような大規模な計画を作るときに中間見直しをはじめから盛り込まれていたりします。ですから、場合によっては、「必要に応じて」ではなく、どこかの時点で見直すということをはじめから計画してもいいのかなと思っています。</p> <p>あと、第二次計画の中に色々な県の取組が並んでいますが、審議会にもオークワや花王などの地域の大きな企業セクターの方に来ていただいています。今は産学連携などを求められる時代です。地域社会との連携の中で企業連携というのは非常に大きなチャンネルになってくるとは思いますが、この第二次計画の中にはそれらしきものがいまいち見えにくくなっているところがあって、ただ行政の施策ですから、初めから企業連携を見込むということが難しいのは重々承知していますが、ただ可能性くらいは少し示しておいた方がいいのかなと思っています。</p> <p>SDGsについては、産学連携あるいは産官学が連携していくことの中でおそらく共通の言語となってくるので、これをうまく組み込んでいくことが社会全体を統合的に協力体制を作っていくカギになるのかなと個人的に思っています。</p> <p>その他皆さんいかがでしょうか。</p>
東副会長	<p>第二次計画の結果、効果がどうなったのか。先ほど、相談件数の推移をお聞きしましたが、あまり消費者教育でどうなったのかということが出てこなかった。なかなか、そこをリンクづけることは難しいと思いますが、今回、新たに計画を定めるに当たって、この5年間の中で何が効果的で、何があまり良くなって、何を変更するかということが、何かヒントでもあれば次の計画にとって非常に有意義なものかなと思いました。</p> <p>効果を実証するのは難しいことだと思いますが、心の片隅には置いておくべきだと思います。</p>

議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>今の副会長が言われたことについては、私も非常に感じております。</p> <p>こういう計画というのは計画を作ったら終わりというところが少しあると思いますので、自治体によっては目標を設定したりしていますが、それによって足かせになり、なかなか動きにくいということもあるのかなと思います。ただ、どこかの段階で全体のアセスメントの機会をはじめからプログラムするというのが一つの方法だと思います。もちろん、言うまでもなく第二次計画全体の評価についてもどこかの段階でやっていただかないと次の計画は作りにくいかなと思います。</p> <p>他にございませんか。</p>
藤井委員	<p>改定までの流れについて、消費者教育推進計画の審議を消費者教育推進部会に付託することとなっておりますが、パブリックコメントを出す前にもう一度審議会を開いて、前年度までの総括を踏まえて、計画案を作成して、パブリックコメントに出すということはできないのでしょうか。</p>
事務局	<p>パブリックコメントの前に審議会を開催し、計画案を審議していただくという形で検討していきたいと思います。</p>
議長	<p>前向きに検討いただけるということです。</p> <p>私もそれには賛成です。消費者教育推進部会というのはあくまでワーキンググループですので、最終的な決定権はこの審議会になるので、このことを踏まえながら最終合意に向けて進めていきたいと思います。</p> <p>他いかがでしょうか。</p> <p>先ほど藤井委員から言っていただきましたとおり途中で計画案を目にする機会もございますので、またその折にでもご意見をいただけたらと思います。</p>
議長	<p>それでは、他にご意見等がないようですので、議題（４）の「第二次和歌山県消費者教育推進計画の改定について」は、県消費生活条例施行規則第13条の2第2項に基づき、消費者教育推進部会へ付託してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>（異議なし）</p>
議長	<p>それでは、第三次和歌山県消費者教育推進計画案の審議については、消費者教育推進部会に付託することとします。部会員の皆様、よろしく申し上げます。</p> <p>なお、今後は消費者教育推進部会において計画案の協議を行っていきますが、部会員以外の委員の方で計画案を協議していくにあたりご意見やご要望等があれば、8月10日を目途に事務局までご連絡ください。</p> <p>本日の議事全般を通して、意見・ご質問などございませんでしょうか。</p>
議長	<p>それでは、本日の議事は終了します。</p> <p>スムーズな議事進行にご協力をいただきましてありがとうございました。これをもちまして議長の務めを終了させていただきます。</p>
司会	<p>岡崎会長ありがとうございました。</p> <p>それでは、令和4年度第1回和歌山県消費生活審議会を終了いたします。委員の皆様方におかれましては、長時間にわたり、ありがとうございました。</p>